

X IV 社会保険審査官室

社会保険審査官室は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

審査請求に関する事務

(1) 概要

審査請求は、被保険者や被保険者であった方等が、保険者に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な決定（処分）を行っていないと思われるときに、その確認を社会保険審査官に対し行うものです。社会保険審査官は審査請求について内容を審査し、決定を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

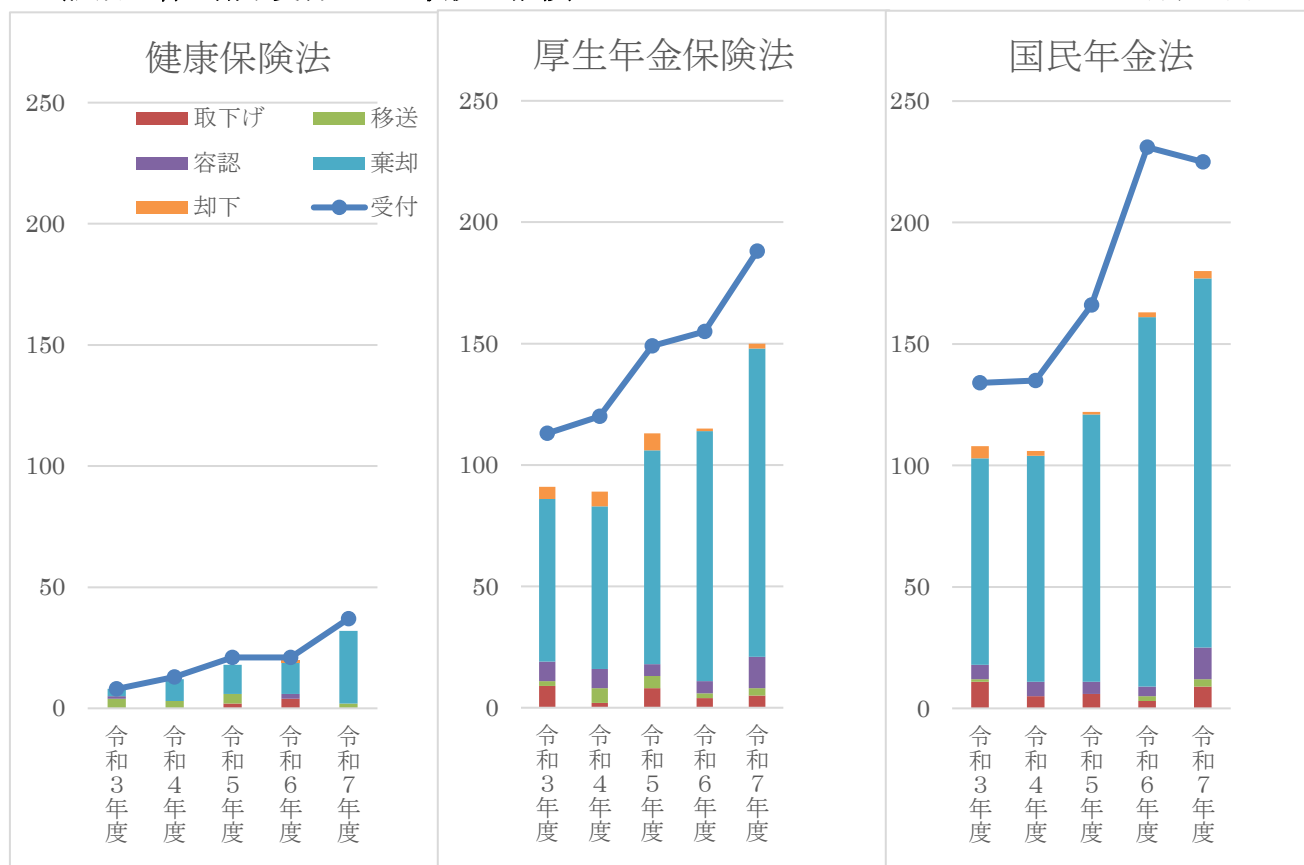
年度	制度	受付状況			処理状況							翌年度 繰越
		前年度 繰越	受付	計	取下げ (※1)	移送 (※2)	決定状況				計	
							容認	棄却	却下	小計		
令和 3年度	健保	1	7	8	0	4	1	3	0	4	8	0
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	29	84	113	9	2	8	67	5	80	91	22
	国年	33	101	134	11	1	6	85	5	96	108	26
	合計	63	192	255	20	7	15	155	10	180	207	48
令和 4年度	健保	0	13	13	0	3	0	9	0	9	12	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	22	98	120	2	6	8	67	6	81	89	31
	国年	26	109	135	5	0	6	93	2	101	106	29
	合計	48	220	268	7	9	14	169	8	191	207	61
令和 5年度	健保	1	20	21	2	4	0	12	0	12	18	3
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	31	118	149	8	5	5	88	7	100	113	36
	国年	29	137	166	6	0	5	110	1	116	122	44
	合計	61	275	336	16	9	10	210	8	228	253	83
令和 6年度	健保	3	18	21	4	0	2	13	1	16	20	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	36	119	155	4	2	5	103	1	109	115	40
	国年	44	187	231	3	2	4	152	2	158	163	68
	合計	83	324	407	11	4	11	268	4	283	298	109
令和 7年度	健保	1	36	37	0	2	0	30	0	30	32	5
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	40	148	188	5	3	13	127	2	142	150	38
	国年	68	157	225	9	3	13	152	3	168	180	45
	合計	109	341	450	14	8	26	309	5	340	362	88

(※1) 取下げ：受付後に審査請求人から取下申出があったもの

(※2) 移送：受付後に管轄外であることが判明し管轄する社会保険審査官に送付したもの

(法別の審査請求受付・処理状況の推移)

(単位：件)



※「船員保険法」に係る審査請求（令和3年度から令和7年度まで）が無いため記載省略。

【参考】審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

① 要件審理等

ア 要件審理

イ 補正、疎明

ウ 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

エ 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

② 本案審理

ア 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

イ その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

① 決定書の作成

② 決定書の送達